

●追加被ばく線量年間1ミリシーベルト (1mSv/年)

国が、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告を基に、追加被ばく線量を勧告の下限レベルである「年間1 mSv以下」になることを長期的な目標とした数値。これは『社会的、経済的要因を考慮に入れながら、合理的に達成可能な限り、低く抑えるべき』とした放射線防護上での値であり、安全と危険の境界を意味するものではありません。

※追加被ばく線量とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除くものを示します。

●毎時0.23マイクロシーベルト (0.23 μ Sv/h)

1日のうち、屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定して、年間追加被ばく線量を1 mSvにするための指標となる空間放射線量率は、1時間あたり0.19 μ Svに相当します。

【1 mSv(1,000 μ Sv) = {0.19 μ Sv/h \times 8時間 + (0.19 μ Sv/h \times 0.4※) \times 16時間} \times 365日】

※屋内では遮へい効果により、0.4倍とします。

放射線量率を測定する場合、自然放射線（日本平均は、0.04 μ Sv/h）も併せて測定されるため、これに加え、0.19+0.04=0.23となります。年間追加被ばく線量1 mSvになるときの1時間当たりの空間線量率に換算したものが、0.23 μ Sv/hとなります。

※追加被ばく線量とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除くものを示します。

●放射性物質汚染対処特措法

正しくは「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」という名称ですが、一般には略して「放射性物質汚染対処特措法」や「特措法」と呼ばれています。

これは、福島第一原発事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物や土壌の処理、除染等に関し、国の責任において実施することを定めた法律で、汚染の程度により、除染が必要となった地域について「除染実施計画」を策定し、除染を実施することを定めています。

●預託実効線量

体内に取り込まれた放射性物質は、半減期によって減少したり、代謝・排泄により体外へ排出されたりしますが、放射性物質は長期間にわたって放射線を出すため、50年間に受ける線量を1年で被ばくしたものと考える「預託実効線量」として計算されます。

◎被ばく等健康相談

【健康相談ホットライン】 0120-755-199(平日9:00～18:00)

【(独)放射線医学総合研究所】 043-290-4003(平日9:00～17:00)

◎放射線についての参考Webサイト

◇つくば放射線情報 <http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/>

◇茨城県東日本大震災情報 http://www.pref.ibaraki.jp/index_shadow.html

◇農林水産省のホームページ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/index.html

◇高エネルギー加速器研究機構 <http://www.kek.jp/ja/Research/ARL/RSC/Radmonitor/>

◇(独)産業技術総合研究所 <http://www.aist.go.jp/taisaku/ja/measurement/index.html>

◎放射線に関する人体への影響や情報を発信している機関・学会のページ

◇(独)放射線医学総合研究所「放射線Q&A」 <http://www.nirs.go.jp/rd/faq/index.shtml>

◇日本保健物理学会「暮らしの放射線Q&A」 <http://radi-info.com/>

◇日本放射線影響学会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jrr/>

◇食品から受ける放射線量 http://www.kankyo-hoshano.go.jp/kl_db/servlet/com_s_index?tid=3

平成24年3月

作成 つくば市放射線対策室

監修 つくば市放射線対策懇話会